

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2. 当所の課題 管理職に占める女性の割合が低い

3. 目標と取組内容・実施時期

目標：管理職のうち女性の占める職員の割合について、平成32年度末までに8.7%以上とする。

取組内容1：女性職員の意欲と能力の把握に努め、意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を推進する。(平成28年度～)

取組内容2：採用の公募等において、女性が働きやすい・活躍できる職場であることを紹介し、女性の活躍状況をPRする。(平成29年度～)

取組内容3：意欲と能力のある女性職員の育成を目的とした研修を実施する。(平成29年度～)

取組内容4：休暇取得の奨励を一層行うことにより、定期的な休暇や長期間の休暇が取得し易い環境整備を進める。(平成28年度～)